

令和5・6年度 横浜市消費生活推進員を募集します

横浜市では、地域における安全で快適な消費生活を推進して下さる方を、消費生活推進員として市長が委嘱しています。



(C) YUKI ISHII

こんなこと
聞いたこと
ありませんか？

損害保険で
住宅の修理が
できるって？

1回だけの
お試しのつもり
だったのに

3万円の
トイレ修理が
最終的に30万円に！

注文していない
カニが届いた！

消費者被害が増えています！

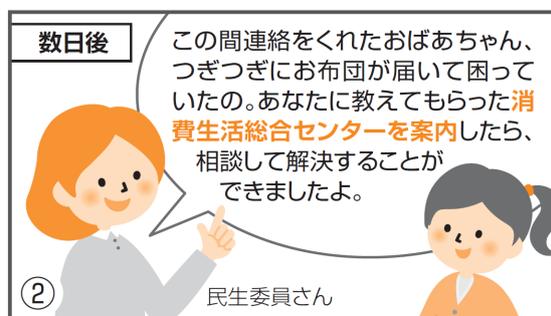
買い物をして、料理をして食事する。スマートフォンを使いこなし、旅行を楽しむ。「消費生活」は人の暮らしそのものですが、商品やサービスの内容が複雑になり、消費者トラブルが次々に発生しています。皆さんの見守りや声かけ・啓発活動で、消費者トラブルを未然に防ぎましょう。

消費生活推進員の活動は？

- ◆ 市や区役所で開催する研修などで、消費生活の知識や悪質商法の手口、地域の見守り活動のポイントについて学びます。
- ◆ 高齢者等の集まりで、悪質商法未然防止などの出前講座を開きます。
- ◆ 区のイベントへの出展や情報紙を発行して、消費生活情報を地域にお知らせします。
- ◆ 環境配慮の学習会、施設見学、商店街・農家との意見交換を行い、消費生活に関する理解を深め、地域に情報を伝えます。
- ◆ 困っている方を、消費者トラブルの相談窓口である「横浜市消費生活総合センター」へつなぎます。



消費生活推進員のハマ子さん



令和5・6年度横浜市消費生活推進員

募集要領

- 募集対象 令和5年4月1日現在、18歳以上で「市民の安全で快適な消費生活の推進」に熱意のある方。
- 応募方法 令和5年2月24日(金)までに応募用紙に必要事項記入の上、下記の応募先へ郵送またはファックスによりご送付下さい。磯子区役所地域振興課へ直接お持ち下さっても結構です。
※応募できない方 平成7年度以降に通算3期消費生活推進員に委嘱された方は応募できません。(なお、平成5・6年度以前の委嘱は算入しません。)
ご不明な点は磯子区地域振興課へお問い合わせ下さい。
- 活動内容 [地区活動]
①原則としてお住まいの連合町内会の範囲を地区と定め活動範囲とし、地区内の消費生活推進員全員で団体を形成し、団体として活動します。
②地区内の地元自治会・町内会等と協力して、消費生活に関する知識・情報の地域への普及・啓発(消費者被害未然防止・拡大防止に関する啓発講座の開催や地域の高齢者などの見守り)、消費者と事業者の交流促進などを行います。
[その他]
消費生活推進員相互の情報交換、区及び市が実施する研修への参加、区及び市との連携による講演会、発表活動等の実施などを行います。
- 任期 令和5年4月から令和7年3月まで
- 委嘱 令和5年3月下旬にご本人あてにご案内します。
- 個人情報について ご記入いただいた個人情報は、会員相互の連絡用名簿として作成し、自治会町内会及び令和3・4年度消費生活推進員(新旧事務引継ぎのため)にも、情報提供させていただきますのでご了承ください。それ以外の目的外利用はいたしません。

積極的なご応募をお待ちしています。

応募先及び問い合わせ先

磯子区地域振興課 消費生活推進員募集担当

〒235-0016 磯子区磯子3-5-1

電話 750-2397 FAX 750-2534

Eメールアドレス is-chishin@city.yokohama.jp